

設立事業所の事業主及び事務担当者の皆さまへ

千葉県日産自動車健康保険組合

「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」等の提出時における
住所欄への「住民票上の住所」の記載について（依頼）

1. 依頼事項

令和5年12月8日付で健康保険法施行規則が改正され、健康保険組合では住民票上の住所を管理することが必要になりましたのでご連絡します。

つきましては、「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届（新規取得の場合）」の提出時の住所欄には、必ず「住民票上の住所」の記載をお願いします。また、住所変更があった場合に提出する「住所変更届」の住所も同様の取扱いをお願いします。

2. 理由

被保険者及び被扶養者のマイナンバーカードでの資格確認を円滑に行うため、健康保険組合においてもマイナンバーカードに記載の住所管理が必要となるためです。

3. 住民票上の住所と実際に居住している住所が異なる場合の対応

（１）「被保険者資格取得届」及び「被扶養者（異動）届」が改正され、住民票上の住所欄とは別に住所欄が設けられることになっています。

なお、変更後の届出書類は、入手でき次第ホームページに掲載します。

（２）原則として複数の住所登録を認めないこととしますが、郵送物等の受領において著しく不都合が生じる場合のみ、住民票上の住所以外の登録を別に認めることにします。

<問い合わせ先>

千葉県日産自動車健康保険組合

〒261-0002 千葉県千葉市美浜区新港184番地

TEL 043-204-2311

担当：青山・久我